

平成19年第4回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

平成19年9月3日(月曜日)

議事日程第1号

平成19年9月3日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 所管事項調査について
- 日程第4 議案第77号
- 日程第5 議案第98号
- 日程第6 議案第78号
- 日程第7 議案第83号及び同第88号
- 日程第8 議案第84号から同第87号まで、議案第89号及び同第90号
- 日程第9 議案第79号から同第82号まで
- 日程第10 議案第91号から同第95号まで
- 日程第11 議案第97号、議案第102号及び同第103号
- 日程第12 議案第100号及び同第101号
- 日程第13 議案第99号
- 日程第14 陳情第4号

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 所管事項調査について
- 日程第4 議案第77号
- 日程第5 議案第98号
- 日程第6 議案第78号
- 日程第7 議案第83号及び同第88号
- 日程第8 議案第84号から同第87号まで、議案第89号及び同第90号
- 日程第9 議案第79号から同第82号まで
- 日程第10 議案第91号から同第95号まで
- 日程第11 議案第97号、議案第102号及び同第103号
- 日程第12 議案第100号及び同第101号

日程第13 議案第99号

日程第14 陳情第4号

応招議員 29名

出席議員 29名

1番	甲村	聰君	2番	保坂	悟君
3番	笠原	幸江君	4番	渡辺	重雄君
5番	中村	実君	7番	平野	久樹君
8番	田原	実君	9番	五十嵐	哲夫君
10番	五十嵐	健一郎君	11番	保坂	良一君
12番	高澤	公君	13番	倉又	稔君
14番	久保田	長門君	15番	大滝	豊君
16番	斉藤	伸一君	17番	伊藤	文博子君
18番	伊井澤	一郎君	19番	鈴木	木勢子君
20番	猪又	好郎君	21番	古畑	浩一君
22番	山田	悟君	23番	池亀	宇太郎君
24番	大矢	弘君	25番	松尾	徹郎君
26番	畑野	久一君	27番	野本	信行君
28番	関原	一郎君	29番	新保	峰孝君
30番	松田	昇君			

+

+

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市長	米田	徹君	副市長	栗林	雅博君
収入役	倉又	孝好君	総務企画部長	本間	政一君
市民生活部長	小林	清吾君	建設産業部長	渡辺	和夫君
総務課長	田村	邦夫君	総務企画部次長	織田	義夫君
能生事務所長	小林	忠君	企画財政課長	山崎	利行君
市民課長	金平	美鈴君	青海事務所長	小掠	裕樹君
市民生活部次長	荻野	修君	福祉事務所長	田鹿	茂樹君
健康増進課長	早水	隆君	商工観光課長	神喰	重信君
農林水産課長	岡田	正雄君	建設産業部次長	細井	建治君
新幹線推進課長	吉岡	隆行君	建設課長	小松	敏彦君
消防長			ガス水道局長		
			教育長		

教育委員会教育総務課長	黒坂 系夫 君	教育委員会学校教育課長	月岡 茂久 君
教育委員会教育次長 生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務 勤労青少年ホーム館長兼務	山岸 洋一 君	教育委員会文化振興課長 歴史民俗資料館長兼務 長者ヶ原考古館長兼務	山岸 欽也 君
監査委員事務局長	七沢 正明 君		

事務局出席職員

局 長	斉藤 隆嗣 君	副 参 事	猪又 功 君
主 査	松木 靖 君		

午前10時00分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより平成19年第4回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、7番、平野久樹議員、30番、松田 昇議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（五十嵐健一郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る8月27日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

高澤委員長。〔 12 番 高澤 公君登壇 〕

12 番（高澤 公君）

おはようございます。

去る 8 月 27 日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日招集されました平成 19 年第 4 回市議会定例会に提出されました議案は、お手元配付の議案書のとおりでございます。専決処分の承認を求めることについて 1 件、平成 18 年度決算の認定 13 件、条例の制定及び一部改正が 4 件、定款の変更、財産の取得が各 1 件、平成 19 年度補正予算 6 件、その他 1 件の議案 27 件と、人権擁護委員会候補者の推薦についての諮問 1 件の計 28 件であります。

このうち議案第 77 号、専決処分の承認を求めることについて、及び議案第 98 号の平成 19 年度系魚川市一般会計補正予算（第 2 号）は本日、議案第 96 号、財産の取得について、及び諮問第 3 号、人権擁護委員会候補者の推薦については最終日に、それぞれ委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいものであります。

そのほかの議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、ご審議をいただくことで委員会の意見の一致をみております。

なお、決算審査の進め方につきましては、昨年同様の方法によりまして、お手元に配付した決算審査の日程と方法について、及び各常任委員会付託案件審査日程により進めることで、委員会の意見の一致をみております。

また、本定例会の会期についてであります。本日 9 月 3 日から 9 月 27 日までの 25 日間とすることで、委員会の意見の一致をみております。

日程につきましては、お手元配付の日程表をごらんください。

次に、請願、陳情の取り扱いについてであります。請願第 4 号、「私学助成の大幅増額を求める意見書」に関する陳情書の 1 件について、文教民生常任委員会へ付託の上、審査願うことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告についてであります。3 常任委員会の各委員長より、閉会中の所管事項調査について委員長報告を行いたい旨の申し出があり、本日の日程事項とし、また、地域情報化調査推進特別委員長から中間報告を行いたい旨の申し出があり、これを最終日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 27 日までの 25 日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思

います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月27日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

### 日程第3．所管事項調査について

議長（五十嵐健一郎君）

日程第3、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務財政常任委員会、建設産業常任委員会、並びに文教民生常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

おはようございます。

総務財政常任委員会では、閉会中の8月21日に財政運営の基礎的調査について、及び行政改革についての所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果について報告いたします。

財政運営の基礎的調査については、

1、財政健全化法の概要、2、実質公債費比率の算定結果、3、普通交付税の算定結果についてを資料により説明を受けました。

それによりますと、地方公共団体の財政の健全化に関する法律案の概要は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を毎年議会に報告することを義務づけ、この比率が一定以上の場合には財政健全化計画、または財政再生計画を策定しなければならなくなります。

この法律は本年6月22日に公布され、その後の政省令の整備、指標の公表にかかる規定の施行を経て、平成19年度、20年度の決算に基づく指標結果により、健全化計画または再生計画の策定義務に該当する団体が、平成21年秋以降にそれらを策定することになります。

実質公債費比率算定結果は、今まで控除されていた公営企業債償還額が、平成18年度から控除されなくなったり、債務負担行為の元金が対象になるなど算定基準の改正により比率が上がることになります。

普通交付税の算定結果は、対前年比8億4,500万円、11.1%の減額となり、減額を予想していたものの、それをはるかに超えた数字に現在原因の分析中です。

以上の説明を受け質疑を行いました。

実質交際費比率については、実質公債費比率の算定基準の変更などにより、平成18年度単年度で、実質公債費比率が18%を超えている。新幹線や情報基盤整備は国の決めた期限までにやらなければならない事業である。健康づくりセンター、斎場の建てかえなど合併時に約束した事業や、新市になって要望が出てきた新規事業をどうやって調整していくのかとの質問には、現在、今後3年間における各課の実施計画を積算している。その中の大きな事業を精査して、全体の構想の中でどう位置づけ、何に重点を置くかを詰めていかなければならない。

合併当時は合併特例債等があるという話をし、1市2町がそれぞれ必要な事業を上げてきたが、年度的な見直しは当然出てくる。国の動きを見ながら、市は動きをとらなければならないと感じている。実質公債費比率18%を超えた場合は、財政健全化計画を策定しなければならない。そのため当然に事業の選択をしなければならないとの答弁でした。

普通交付税8億4,500万円の減額は、担当課の減額予想より4億円も予算割れしている。今後は収入を厳しく見ていかなければならない。節減についても、これからの推移を見なければわからないが、投資的経費も相当縮小されるものと思われる。投資的経費の削減は、市税にも影響が出る。1つの事業を充実したものにするためには、他の事業を廃止しなければならないことになる。

また、交付税の算定には面積を考慮すると聞いていたが、ほとんど反映されていない。当市には山林が多く、山林は命を守り、温暖化抑止に貢献している。地方が都会を守っていることを訴えていくべきではないかとの質問に対し、交付税算定については、人口と面積ということであったので、当市は面積が大きいと喜んでしたが、面積基準は有効実質面積という基準で算定されている。

有効実質面積とは宅地等居住可能面積で、当市のように居住可能面積の低い市町村は、今回の改正で非常に不利になっている。人口と面積の比率は10対1であり、人口を重視し面積を軽視している。さらに土地利用の形態により差をつけており、宅地を1とすると田畑は0.9、農林業サンセスに基づく森林は0.25であるが、その他の森林原野は0.18で、当市は面積は広くても新型交付税による数字は従前と比較してマイナスになっている。国の施策に協力し、合併を積極的に取り組んできた市町村にもっと配慮すべきであるということ、市長会を通じて力説してきているとの答弁でした。

次に、行政改革については、平成19年度重点事項等の取り組み状況として、地区公民館体制の検討見直し、事務事業評価の定着と効果的運用など7項目について、資料により説明を受けた後、質疑を行いました。

地区公民館体制の検討見直しについて、平成20年度に中央公民館体制への移行という具体的な目標を上げているが、現状はどうかとの問いに、1巡目の地区説明会で現況等を説明し、8月20日から2巡目の説明に入る。そこでは具体的な基本方針を説明していく。その反応によっては、20年度新体制が難しくなる可能性もあり得ると思っているとのことでした。

行政改革により各種団体や市民の補助金を切ったり、施設の利用制限や使用料を徴収することになると、次は市の職員定数管理という話が出てくる。厳しいこともわかっているが、効果の上がる方法を考えてもらいたい。

そのような状況下で発生したのが投票ミス問題であり、二重、三重のチェックをしながら初歩的ミスを起こしている。少人数の失敗により全職員がたるんでいると見られるだけでなく、それを見

逃した議会もあわせて怒られている。厳し過ぎるのではないかと思われるが、目に見える戒めとしての処分、責任の取り方があるのではないかと問うには、市の職員定数は行革の目玉とされている。定員の適正管理に努めているところであり、退職者の補充を2分の1から3分の1に変更したり、新たな勧奨退職を勧めたりしている。職員の不適切な仕事に対する処分は、国の一定の指針等により行うこととし、この件については全国的に放送されたこと。選挙という非常に重要な仕事の中での間違いということから、戒告、訓告、厳重注意という処分をそれぞれ発令した。全職員に対しては選挙日の翌日、市長が訓示をしているとの答弁でした。

補助金について、各課、各事業によって違うと思うが追跡調査をしているか。また、行政改革で補助金を削るという方針を出す各課で削ることになるが、それによって補助団体の活動が停滞したり停止することもあり得ると思う。補助金の見直しの際に、その団体の活動の目的等も市として考えていくべきではないかと問うに、昨年までは、ある程度の金額以上のものしか企画財政課には上がってこなかったが、ことしから補助金のすべてについて企画財政課でも調査するため、企画財政課を経由して決裁するようにした。その際には、前年の実績報告を添付してもらい、前年実績に対しことしの補助金申請がどうなっているかを確認している。

補助金の見直しは、公益性の観点で補助金を削るということではなく、補助金の使い道、経費等をしっかりさせるということが目的であり、補助要綱を定め、補助率等を明確にしたいと思っている。要綱をつくる際には、補助団体とある程度、意見交換する中で、作成作業をするように指示したとの答弁に対し、すべての補助金に要綱を作成するということであるが、条例は議案となるが、要綱はほとんどがわからない部分が多い。要綱をつくった場合、それを議会に示してもらえらるかとの質問には、関係課と補助要綱を作成する予定にしているの、見直し全般について委員会に示したいと考えているとの答弁でした。

審査の内容は、国に対する意見、要望が多い中で、当市の財政については、行政は今まで厳しく見直してきたと言うが、それをさらに上回る財源不足、税源不足が予想されることから危機的状態にあり、先行きが非常に厳しいことを認識する必要がある。そのため積み残してきた事業を含め、選択と集中で財政健全化に対応してほしいと結論づけました。

また、基本的人権の1つである参政権が奪われた投票ミスには、厳しい態度で臨むことを集約事項として、総務財政常任委員会の閉会中調査報告を終わります。

失礼しました。1点、訂正させていただきます。

人口と面積の比率の場面で、宅地を1とすると田畑は0.9、「農業センサス」に基づく森林はと言うべきところを、「農業サンセス」と申したそうです。よろしく申し上げます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、保坂良一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂良一君登壇〕

11番（保坂良一君）

おはようございます。

当建設産業常任委員会では、閉会中の7月23日に所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果について報告いたします。

調査項目は、下水道事業の浦本地区の下水道計画について、及び公共下水道事業の財政計画について、水道事業の水道管網広域化事業についての3点でございます。

ガス水道局より説明を受け、その後、質疑を行っております。

下水道事業の浦本地区の下水道計画については、計画年度は平成20年度から平成27年度までの8年間で、国道内掘削は、平成21年度から平成27年度までの7年間、工事計画総延長1万892メートルのうち、国道内布設は4,253メートルで約39%であります。整備方式は、真空式3,849メートルで約35.3%、自然流下式7,043メートルで約64.7%であり、事業費は約20億9,960万円でありました。国道内の実工事日数が年間約100日程度に制限されるため、施工延長は1年で約650メートル前後とのことでありました。

国道交通渋滞対策として波たたき、護岸への布設について、糸魚川地域振興局と平成18年度から延べ8回協議しましたが、波たたきへの布設許可をいただくことができなかったとのことでございます。

高速道路無料化、夜間工事、国道の両側同時施工、地元の迂回路についても何度も地元や関係機関と協議を行ったが、いずれも実施が困難との説明がありました。

質疑における事項について、ご報告いたします。

真空式と自然流下式の併用で、工期を2、3年短縮したのは成果だと思うが、事業費については当初の自然流下方式に対して、今回とどうかに対して、事業費については工事費で1,000万円ほど自然流下方式の方が高いが、ガス水道の補償費等を加えると、どちらも20億9,900万円程度になるとの答弁でありました。

交通渋滞対策について規制期間は、ゴールデンウィーク、夏休み期間、冬季間及び日曜祭日となっているが、ゴールデンウィーク、夏休み及び冬季間は、いつからいつまでかに対して、ゴールデンウィークについては、その年によって多少違うが、4月28日から5月5日直後の日曜日、夏休みは7月20日から8月20日の1カ月であり、冬季間は12月1日から2月末日までと指導を受けているとの答弁でありました。

自然流下方式の方が多くなっているが、地形的によって考えると思うが、ステーションが2カ所要るといふことかに対して、真空方式においても管の延長によって収集できる範囲がある程度限ら

れ、地形的なものにも影響される。そのために真空ステーションを早川右岸と漁港の付近に2カ所つくって、広範囲のエリアを取り入れたいとの答弁がありました。

交通渋滞対策で検討を行ったが、実現困難な対策について高速道路の無料化は難しいようであるが、能生谷新幹線工事が3、4年で最盛期を迎える。その影響が極めて大きい。金がかかるが、高速道路に乗るしかないんじゃないかというところ、速度規制上、高速道路に乗れない車両が結構あり、こういうことになると能生谷に生コン工場がないわけであり、名立や糸魚川から持っていくんじゃないかと思う。その辺を業界と協議をされたと思うが、その概略と、古御堂線の改良促進がなぜできないのか担当課を含めた話、協議の実態を聞きたいに対して、高速道路の無料化については、管理している東日本高速道路株式会社との協議では、法令で縛られており、無料化はできないとのことである。内部で交通量調査をもとに検討したが、例えば50%の方が高速道路を使用したことになると、1年で1億6,000万円かかり、7年間で11億円という事業費が必要となり、財政負担に耐えられないので無理であろうという結論である。おっしゃるような業界と個別には、申しわけないが話はしてないとのことである。

古御堂線拡幅改良について、調整会議の中で検討されたが、建設課として計画自体はないわけではなく、前から協議しているが地権者の問題があって、なかなか同意がいただけないので一番のネックであると聞いているとの答弁でありました。

業界の方と全く協議してないというのはおかしいと思う。新幹線工事の進捗に影響しないように庁内で協議しなければならないが、どこが主体なのか。下水道室なのか、新幹線推進課なのか、どういう体制になっているかに対して、事前に考えられることと、具体的に工事が始まる時の支障というものの対策を、2つに分けて考えていく必要があると感じている。そうすると下水道の関係と建設産業部との関係の調整が、より具体的に取り組みを図っていくことになるだろうと感じているとの答弁がありました。

掘削の深さ1メートルぐらいで地震対策上大丈夫かの質問に対して、下水道を1メートルということになると、その上に水道を布設するが、基準としては埋設深は0.6メートルであり、2メートル入れようが、1メートルであろうが、そんなに影響がないと言われており、管材についても下水道だとポリエチレン管の融着という方法で施工しているし、水道管については今考えられる一番丈夫な鋳鉄管で、いわゆる抜け出し防止という機能を組み込んだ工法で実施するとの答弁でありました。

次に、下水道事業の公共下水道事業財政計画については、期間を平成17年から平成31年までの15カ年とし、雨水事業については除外している。処理区ごとの建設計画をもとに、財政計画の説明を受けました。

建設費は平成24、25年までがピークで、公債費は元金の返済がふえてくるために残高は減少していきませんが、平成25年まで元利償還金が増加し、平成26年以降減少していく。

維持管理については、処理場という汚水管渠の管理費、徴収費など事務経費を計上している。事務経費については、ガス水道局と一体化となったことなどにより、年間200万円程度の削減を見込んでいるが、処理場及び管渠の修繕費が今後増加してくることから、数字的にさほど変わらないものである。

人件費については、現在15名分を下水道事業に計上しているが、今後、建設費の減少、ガス水

道局との組織の一本化、処理場の包括的な委託を視野に入れ、平成28年度までに5名を減員し、10名体制とする試案である。

歳出の中で、公債費が全体事業費の6割程度もあることから、財政的には硬直化が進んでいる状況である。使用料については現行の料金体系のままとして、糸魚川処理区域拡大分の増額も見込んだが、下水道区域全体では人口の減少が予想されることから、これも少しずつ減少していくものと思われる。

一般会計からの繰入金が一般財源の約6割を占めており、年々その比率が上がってきており、自主財源の比率が下がってきており、一般会計からの純粋な繰入金額が実質公債費比率に反映されることから、平成27年度までは上がる傾向にあるため、今後はこの計画以上に経費の削減に努めるとともに、使用料金の見直しも視野に入れていかなければならないとの説明がありました。

質疑における主な事項について申し上げます。

下水道建設計画の中で緊急地震対策というのがあるが、主にどんなところにやるのかに対して、糸魚川地域は地震予知連の観測強化区域に入っているが、平成20年までに地震対策事業として計画を立てなければならない。

メニューとしては、導管図の電子化による共有化、耐震工事も含む仮設トイレなどの備蓄も認められている。今考えているのは、処理場の耐震については機能高度化というメニューの中でやっていきたいと考えており、緊急地震対策の中では仮設トイレの整備、備蓄を中心に計画を立てていきたいと考えているとの答弁がありました。

事業再々評価という事業はどんな事業なのかに対して、これも国の方からの指示であり、事業について適切に投資効果が得られているかどうか評価しなさいということ。1回目は平成10年に行っている。10年に1回行うことになっているので、平成20年までに再々評価を行い、事業の妥当性、効率性を確立するというで計上したものである。補助対象事業であり、国への報告書提出により事業の妥当性が認められなければ、翌年度以降の補助事業がカットされるとの答弁がありました。

下水道関係では、平成24、25年ごろがピークになるようだが、実質公債費比率の数字だが、一般会計を含めた当市の平成24、25年ごろの実質公債費比率は、このことを入れてどういう水準になるか。18%を上回ると許可団体と言うが、平成28年で一気に上がるのか。じわじわいくんだらうけども、おおよそ何年目になるという数字がわかるかに対して、純一般財源がなから公債費に充てて、財源という形になるのでここがふえてくる。

例えば、平成27年までは実質公債費比率は上がっていく形になり、平成18年度で見た場合に、下水道で2.75ポイントあるが、平成28年度になると5.2ポイントということで、2.45ポイント上がる形になる。25%を超えなければ起債の制限はないが、許可団体ということで公債費適正化計画を作成しなければならないという形になるので、何とか抑えていかなければならないと感じている。

基本的には、実質公債費比率というのは一般会計の方も影響するし、それから標準財政規模で変わってくるものだから、ここで一概には言えないが、傾向と、こういう状況になるということで、ご認識いただきたいとの答弁がありました。

次に、水道事業の水道管網広域化事業については、関連事業の浦本地区の下水道計画のあらまし

が決まったので、計画の概要説明がされました。

新梶屋敷水源地を整備し、浦本地区の水道管整備を除く能生地域までの幹線配水管の幹線整備工事を、ここでは水道管網広域化事業として実施している。

糸魚川市における上水道の水源の大半を姫川水系に依存しているため、水源などの重要施設の災害や事故など発生した場合に、広範囲な断水等が懸念されることから、平成14年に策定された糸魚川市上水道整備基本計画に、水源の多元化として新梶屋敷水源地の整備の必要性がうたわれております。

能生地域では夏場の渇水期に、水不足で給水制限を行ったことが何度もあるため、浦本地内での下水道整備と整合を図る中で、新梶屋敷水源地から能生地域に送水するため、浜木浦地内の配水管網に接続して安定給水を図り、新水源地については平成17年度から工事着手して、平成19年度末には新水源地から給水する予定である。

能生地区への配水幹線布設工事は、浦本地内での下水道関連工事で整備をはかるほか、平成20年から平成25年までの計画で、梶屋敷地区や間脇から浜木浦までの頸城自転車道に約4200メートルを布設し、鬼伏地内では100トンの受水槽を築造するとともに、新梶屋敷水源地に送水ポンプと受電計装設備の増設を行う予定である。これに伴い現梶屋敷水源地は、新水源地完成後は当面の間休止する。

概算事業費は、浦本地内の下水道との同時施工による関連事業費を除き約11億2,000万円を予定しており、新市建設計画搭載事業として約3億3,000万円の合併特例債を財源として予定しているとの説明がありました。

委員からは若干の質疑がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、斉藤伸一文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

おはようございます。

去る7月20日と8月8日に文教民生常任委員会を開催いたしておりますので、その経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

7月20日につきましては、「地域医療体制について」と「健康づくり施設について」の2点につきまして調査を行っておりますので、ご報告を申し上げます。

1点目の地域医療体制については、冒頭、栗林副市長より、本日の委員会で直面する重要案件の説明に当たり、市長が出席して説明できればよかったが、厚生労働省の日程が確保でき、姫川病院のこれまでの経過の説明と報告、及び今後の地域医療の確保に向けての課題と要望等を行うために本日上京しているの、欠席となったことについて、委員各位にご理解とご了解をいただきたいとの報告がありました。

担当課から、姫川病院閉院に伴う対応の説明として、

1、糸魚川総合病院の混雑緩和に向けた取り組みでは、

- (1) 姫川病院緊急対策チームの取り組み状況を含め、外来患者が特に内科でふえている状況。
- (2) 各方面への緊急医師派遣及び医師確保の要望、医院巡回バスの運行などの主な経過。
- (3) 今後の取り組みということで、医師確保の働きかけや循環器患者を含めた混雑緩和対策として、上越総合病院等へのバス運行について。

2、6月定例会以降7月20日までの間の姫川病院の状況について

3、今後の地域医療体制の課題では、循環器医療を含めた2次救急医療の充実と、姫川病院の施設の利用について説明を受けた後、委員より質疑を受けております。

7月4日に、県立中央病院の医師2名が糸魚川総合病院に調査に来た。その後の状況についての質問では、県としてどのような対応をとればいいのか。実際に医師を派遣する必要があるか。県立中央病院として後方支援に回るのかというのは、富山大学からの医師の派遣も含めたトータルの中で、判断していくことになると思っている。本市としても説明を受けている段階であり、具体的に県立中央病院、あるいは知事が言っている医師の派遣というものが、今後どのように展開していくのかというのは、現段階では把握していないとの答弁。

開業医循環バス運行において、タクシー券での対応ができないのかについては、糸魚川総合病院から混雑状況を踏まえて、医師の一致した意見で巡回バスという提案があったことと、行政のとり得る範囲としてタクシーという選択はあるが、個別的にどうやって行政で対処するのかというのは限界があるとの答弁。

姫川病院の施設の利用について、最初の構想のように老健施設、あるいは診療所的なものとしてやっていくつもりはあるのかについては、当初、話を進めていた条件とは若干違ってきているが、現在の施設を使えるものなら使っていきたいと市長は考えている。

ただし、法律上の管理下にある施設になるので、法的な手続によっては流動的であるとの答弁。

その他活発なる質疑が交わされましたが、特段報告する事項はありません。

2点目の健康づくり施設については、栗林副市長より、本市の地域医療については緊急にして重要な行政課題として、これまで姫川病院が行っていた循環器系の医療の確保を、最優先に取り組む方針を示している。このため今後医師の確保をはじめ、施設設備に対する緊急的な財政支援などが予測されることから、この健康づくり施設の整備については本年度は実施設計までとし、この医療

問題のめどがついた段階で施設の整備に着手したいという市長の方針であるとの説明がありました。担当課より、一般質問や予算審査にて議論したことを踏まえた中での実施設計について説明を受けた後、質疑に入っております。

設計の変更箇所や変更の考え方についての質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。健康づくり施設の整備の延期についての質問として、どのくらい延期になる予定なのか。それと延期するのに、なぜこの時点で実施設計を決めなければならないのかとの質問に、延期の時期については市長の方針というのは一定の方向、現在の医師確保を含めて、循環器系の診療を最優先に取り組むということで、そのめどが立ってからということである。

なぜ延期なのに実施設計の決定かについては、実施設計で延長した場合に予算が全部差し戻しになる。今度は、具体的に実施年度を見きわめて予算を取る。今、実施設計ができていますので、具体的な費用の概算も見当がつく。実施する時期によっていろいろな情勢もあるので、若干見直しの中で予算措置し実施するということになる。

発注をして一定の工期があり、業者も一定の成果を納めて履行するということがあるので、実施設計についてはお示した仕様の中で最終的に固めて、やれる時期になればその時点に照らし合わせていろいろとやって、実施に移るといった形になるとの答弁。

なお、今度再起動するときには実施設計ができていますので、このとおりやるというのではなくて、柔軟に対応してもらいたいとの要望がなされております。

続きまして、8月8日の委員会においては、学校施設及び生涯学習関係施設の現地調査の後、

1、公民館制度について、2、教育環境について、3、学校施設整備及び生涯学習関係施設整備についての3点につきまして調査を行っておりますので、ご報告を申し上げます。

1点目の公民館制度については、総務財政常任委員会と重複いたしました。担当課より、糸魚川、能生、青海で、公民館やコミュニティ組織に関する説明、及び協議の経過についての途中経過説明と、糸魚川市公民館全体関連予算内訳の説明を受け質疑に入っております。

健康づくり施設の整備延期で、公民館が地域の健康づくり事業の拠点となる可能性についての質問には、最初から公民館との連携をとりながら、(仮称)健康づくりセンターとともに各地区公民館を舞台に、健康づくりをしたいという話はしているので、名前がどう変わろうと地域の中のコミュニティ的な公民館が、各地域の舞台となることは変わらない。

ただ中身については、具体的にそこまで指導する人の養成を今年度やっていくという段階なので、次の事業展開として、こういったメニューでやっていくかということには、まだ至っていないとの答弁がありました。

平成20年4月からの公民館新体制のスケジュールについての質問には、12月議会に条例関係を提案しなければ間に合わない。12月議会までというと、各地区懇談会及び協議2巡目を8、9月にやる予定にした。意見が出たら、事務的な打ち合わせや理事者協議が必要。また、激変緩和的なものも加えて、最終的な到達点を地域に示しながら相手に理解してもらい、合意的が得られれば、こういう形でやりたいということ全体を公民館に示すということになると思う。12月議会が最終ゴール目的ということで、非常に厳しい日程であるとの答弁がありました。

その他、多数の質疑応答がありましたが、特段報告する事項はありません。

2点目、教育関係については、担当課より、いじめ根絶県民運動についての説明、及び糸魚川

市の取り組み状況の説明がありました。

この事項については、特段報告する事項はありませんが、委員より、生涯学習計画には主要な取り組みが書いてあり、幼稚園、小学校、中学校、高校の連携を図るために取り組むべきとの意見や、電話相談での取り組み実施であるが、現代の子供たちはコミュニケーションツールとして、パソコンや携帯電話を使うことが多い。メールによる相談窓口での解決方法も真剣に考えてやることが、子供たちの命を大切に考えているということになるとの意見がありました。

次の3点目、学校施設整備及び生涯学習関係施設設備については、午前中の現地調査の中でも質疑応答がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、文教民生常任委員会報告を終了いたします。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

11時5分まで暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第4．議案第77号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第4、議案第77号を議題といたします。

提案理由の説明とあわせ、当面する問題について市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

改めまして、おはようございます。

平成19年第4回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会におきましては、平成18年度の決算認定をはじめ条例の制定、改正、補正予算の議案など、28件のご審議をお願いいたしたいものであります。

議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、この機会に当面いたしております主要事項4点につきまして、ご報告申し上げます。

最初に、地域医療の対応につきましては、去る8月10日の全員協議会で申し上げたところですが、旧姫川病院が担ってきた循環器医療を確保するため富山大学に医師派遣要請を行ってきたところではありますが、大学のご配慮により条件が整えば、新年度から循環器内科医師の糸魚川総合病院への配置がされることとなりました。

これに伴い、循環器医療を行うための施設と機器の整備が必要となりますが、厚生連では糸魚川総合病院でのこれらの整備計画はないゆえに、年度の中で財源確保が困難であり、地域医療確保のための緊急対策として、市は今回の補正予算に補助金を計上してあります。

直面する市民の皆様の生命を守る地域医療を最優先に取り組んでまいりたいため、現時点では、健康づくりセンターの建設につきましては、しばらく見合わせることにし、今回の補正予算で減額計上してあります。

2点目として、平成19年度の普通交付税の算定結果について、ご報告申し上げます。

今年度の普通交付税は三位一体の改革による税源移譲と、人口、面積を指標係数とする新型交付税として積算の変更が行われており、当市のような人口規模で税基盤が弱い市町村には、厳しい内容となっております。

今年度の算定結果であります。今時点での交付決定額は67億3,100万円で、前年比11.1%の減となっており、当初予算計上額の72億円に対して4億6,900万円の減という非常に厳しい結果となっております。県内の市町村と比較いたしましても、当市はとりわけ大きな減額となっておりますことから、この原因について、さらに分析をしてみたいと考えております。

3点目といたしまして、新潟県中越沖地震の対応と、被災地への支援状況についてご報告申し上げます。

7月16日、地震発生後、直ちに防災行政無線で市民の皆様へ注意喚起を行うとともに、市庁舎内に災害警戒本部を立ち上げ、市職員、消防団員など被災状況確認を行いました。

被害状況であります。人的被害については、落下物により打撲された方が1名、建物被害については、屋根瓦の落下や壁のひび割れなど19件の報告があり、公共土木施設の被害については、市道の法面崩落など4件となっております。

また、被災地への支援につきましては、新潟県と連携を図りながら救急救助活動、給水作業、避難所運営、家屋被害状況調査、公共土木施設、ガス水道施設の復旧などの支援のため、8月末現在で延べ約500人の職員を派遣いたしております。

私も8月2日に副議長さんと、7日には議長さんとともに、柏崎市、上越市、長岡市、小千谷市を訪れ、お見舞いと情報交換を行ったところであります。

市内の募金活動につきましては、地震の義援金としてお寄せいただいた善意の金額は8月末までに約155万円で、日本赤十字社を通じ被災者の皆様へお届けすることになっております。

また、市民各位、各団体、各事業体など多くの方々から、被災地でのボランティア活動のご支援をいただいていることに対し、厚くお礼を申し上げる次第であります。

次に、地震による風評被害についてであります。この夏、市内の海水浴客は、前年対比約20%減となっており、要因は梅雨明けが遅かったことと、地震の影響により落ち込んだものと考えております。

なお、市内の宿泊キャンセル数は、地震後1カ月間で約2,000人となっております。このため風評被害を払拭するため、市では観光協会等関係者の方々とともに観光キャラバン隊を編成し、7月26日及び27日に副市長を先頭に長野県の自治体を訪問し、「元気です糸魚川」のPRを実施してまいったところであります。また、8月21日、22日には、私が山梨県を訪れ、「安全・安心な糸魚川」を訴え、観光誘客を呼びかけてまいりました。

4点目として、公民館体制の見直しについて、ご報告申し上げます。

公民館体制につきましては、現在、旧1市2町の制度を継続しておりますが、新市合併後5年間で、自治組織の充実に向けて調整を行うことといたしてまいりました。そのことから、昨年度から3地域の公民館長会議等の場で協議を始め、今年度は5月以降、地域公民館及び各自治会役員の皆様に、現状や今後の方向について説明をしてまいりました。

公民館は50年以上の歴史の積み重ねがあり、地域のよりどころとなっているため、制度の変更は容易でないことを認識しておりますが、地域の特性、特色を残しながら、1制度にいたすことが必要であると考えているところであります。

今後は公民館、コミュニティ体制について、もう少し時間が必要と思われませんが、市の方針を含め関係者の方々との協議を進め、1制度の体制への移行を目指したいと考えております。

以上、当面する主要課題につきましてご報告申し上げましたが、議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、招集のごあいさつとさせていただきます。

引き続きまして、提案をいたしております議案につきましてご説明申し上げます。

議案第77号は、新潟県市町村総合事務組合規約の変更についての専決処分の報告でありまして、新潟県後期高齢者医療広域連合と、上越地域消防事務組合の一部事務への加入に伴い、規約の変更を行うこととしたものであります。

以上であります。ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いま

す。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第 77 号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 5 . 議案第 98 号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 5、議案第 98 号、平成 19 年度系魚川市一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 98 号は、平成 19 年度の一般会計補正予算（第 2 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 5,085 万円を追加し、総額を 283 億 898 万円といたしております。

歳出では、9 款、消防費の防災行政無線整備事業を追加し、戸別受信機等を整備いたしたいものであります。

歳入では、繰越金及び市債を追加いたしております。

地方債の補正は、第 2 表のとおりであります。

なお、詳細につきましては、この後、所管の部・課長に説明をさせていただきます。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

おはようございます。

防災行政無線整備事業 5,085万2,000円の追加は、防災行政無線戸別受信機 1,500台、防災ラジオ 700台分の購入経費であります。

防災行政無線の屋外子局の難聴対策として、戸別受信機、防災ラジオのあっせん募集をいたしましたところ、1,629名の方から申し込みをいただきました。内訳は、配付資料のとおりでございます。これによりまして、戸別受信機の普及率は糸魚川地域で約70%、青海地域で約37%となるものであります。

なお、この後、議会の議決を要します戸別受信機の購入にかかる契約案件につきましては、今会期中にご提案を申し上げる予定といたしております。

以上でございます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

それでは初日即決ということで、ここでしかお聞きする場面がないということですよ。最終日には、今度は全体の購入費ですとか、契約の締結ですとか、それがまた議案に出されてくるということでございますので、初日のこの機会に、1、2ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

さて、今ほど戸別受信機の購入費に対する防災ラジオと、それから防災無線の戸別受信機の内訳等が説明あったわけなんです、これはそれぞれ幾らの機械であって、それぞれどのような補助率があるのかお聞かせをいただきたいと思います。これが1点目です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

本補正予算をお認めいただけますれば、直ちに契約行為に入るわけでございますが、見積もり入札等を行うわけでございますから、今の時点では予定でございますが、戸別受信機につきましては約3万円、それから防災ラジオにつきましては8,000円というぐらいで見込んでおります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

総務企画部次長企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

今回補助ということですが、合併特例債を予定をしております。合併特例債につきましては、防災ラジオは対象になりません、戸別受信機の方だけ合併特例債の対象ということで、95%の

充当率で予定をしてるところであります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

すみません。購入予定価格は先ほど申し上げしとおりでございますが、市民の皆様方へのあっせん価格につきましては、戸別受信機につきましては貸与という形で1台5,000円、それから防災ラジオにつきましては補助いたしまして、1台2,000円で販売の予定としております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

基本的に合併特例債で95%入ってくるということですから、合併特例債を使った場合の財政的な見通しについては、私も今回、一般質問しようと思っておりますので、そこでじっくりと聞かせていただければいいというふうに思っております。

ただ、本事業の件につきましては、所管の委員会の中で説明もありまして、今回の募集、これは最終募集であるというふうな説明があったと私は記憶しております。しかるに基本的に今回、これだけの台数を整備したとしまして1,629名ですか、青海エリアの基本的な普及率が37%にとどまるということであります。

先ほど市長のあいさつの中でも今後の防災体制の中で、こうした緊急放送等に対する役割というのは大変多くなっていく。しかし本事業は、これにて打ち止めなんですよ。そこをまず第1点目に聞かせていただきたい。じゃあその後の戸別対応というものは、どう考えているのかということ、あわせてお聞かせをいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

戸別受信機の整備の方針につきましては、所管の委員会でご説明申し上げたとおりでございます。

ただお聞きいたしますと、募集の締め切り期間8月末になりましても、ぎりぎりに駆け込み等の申し込み等もあったわけでございますので、私どもは広報等を通じた中で周知徹底を図ってきたところでございますが、やはりまだまだ目落としという方も一部にあるやに耳にしておるところでございます。

今回は一応締め切ったわけでございますが、この後、我々担当部局の方へ市民の皆さん方からの問い合わせ状況等をお聞きする中で、改めてまた考えていかなきゃならんこともあるのかなというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

これはもちろん所管じゃない議員の方が3分の2いらっしゃるわけですから、これははっきりしておきたいと思うんですが、今後申し込みがあった場合、対応できるんですか。これはたしか集団発注で、個数がまとまらないとつくってくれないという話でしたよね。何台でしたかね、そこまで目標に達しない場合は、残念ながら申し込みの数が少なくて発注数に足りない場合は、発注できないというお話で説明がありましたよね。

ということは今回これが終わると、いいですね、私もやっぱり欲しいので、1台お願いしますとか言われてもだめなんですよ、それを確認してる。

そうすると今回の中では、ある程度見越して何台か予備として多めに発注するのかどうか。また、第2次の場合もある程度の目標を定めて、これはもう第2次どころか、第3次になるのか4次になるかわかりませんが、ある程度の申し込みについては対応していく考え方なのか。それとも現在、糸魚川市で検討している情報化基盤整備等の中に、今後は包括していくという考えの中で、今回の事業はこれにて打ちとめるのか。

どうも情報に対しては、常にご意見申し上げてるところでもありますが、やっぱり場当たりの対応が多いと私は思うんです。今後の暮らしの中で、情報というものは切っても切り離せない問題であり、ましてや緊急放送、防災無線ということになってくれば、やっぱりいざという場合には威力を発揮するものですし、それに代替する情報基盤整備がない以上、何らかの将来的な方針をもって、これは取り組まないとだめな事業だと私は思うんです。実際そういうふうな市民の声も聞いておりまして、もう1回お聞かせをいただきたいということでありまして、

これは3回目なんで、質問の意味はわかりますかね。したがって本事業に対する将来展望、また、今消防長からお話がありましたように、目残しと言いましょか、よくわからないでやられた方々に対する対応、多めに在庫を抱えるのかというふうな問題につきまして、ご答弁をいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

まず最初にご質問の中で、単位がまとまらなきゃだめなのかというのがあったわけですが、これにつきましては、ラジオについては少なくとも400がまとまらないとつくれないということでございますので、戸別受信機の方につきましては単価の問題もございますが、これについては数量的な制約というものはございません。よって、まとまらなきゃだめということじゃないわけでございます。ただ問題は、今後の財源等の絡みもあるわけでございますので、今後の状況を見据えた中で、次の施策を進めるかどうかを検討していきたいと先ほど申し上げたとおりでございます。

なお、ご質問にございました予備等につきましては、今回この戸別受信機1,500台をお認めいただけたとした場合には、注文数から差し引きますと116台の現時点では予備が出る見込みでございますので、これは転入者等々につきまして、あるいはお忘れになった方等につきまして対応できるかなど、このように思っております。

そのようなことから今ほど言われました、今後の未整備部分についてはどうするかということに

つきましては、やはり総合的な観点も含めた中で、検討していかなきゃならんだろうと思っています。

なお、青海地域につきましては、旧町政時代から方針がございまして、かなり屋外子局の整備が多いものでございますから、私どもが分析いたしましたのは、戸別受信機の申し込み数が思ったよりも多くなかったのかなと、このように分析をいたしておるところでございます。

21番（古畑浩一君）

終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第98号、平成19年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6．議案第78号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第6、議案第78号、平成18年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

議案第78号の平成18年度の一般会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

平成18年度は新市建設計画を基本として、市民の皆様からお聞かせいただいた新市の抱えるさまざまな課題への対応と、私の公約実現に向け市政運営の先頭に立ち、市民の皆様と一緒に、新たなまちづくりへの実質的なスタートの年として取り組んでまいりました。

こうした中、決算の歳入におきましては、予算現額304億5,873万円に対しまして、収入済額は303億6,490万円で、不納欠損額は699万円、収入未済額は10億6,572万円となっております。

次に、歳出につきましては、予算現額304億5,873万円に対しまして、支出済額は284億2,818万円、翌年度繰越額は10億1,222万円、不用額は10億1,833万円です。

歳入歳出差引残額は19億3,672万円となっておりますが、繰越明許費にかかる財源が1億9,330万円でありますので、実質収支は17億4,342万円の黒字となるものであります。

以上であります。十分なるご審議の上、認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、決算の大綱質疑にとどめていただきますよう、ご協力をお願いします。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によりご了承願います。

日程第7．議案第83号及び同第88号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第7、議案第83号及び同第88号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第 8 3 号は、柵口温泉事業特別会計の歳入歳出決算認定でありまして、歳入は、予算現額 2 億 7, 8 7 8 万円に対しまして、収入済額は 2 億 6, 9 2 2 万円であります。

歳出は、予算現額 2 億 7, 8 7 8 万円に対しまして、支出済額は 2 億 6, 7 8 5 万円であり、歳入歳出差引残額は 1 3 7 万円となっております。

議案第 8 8 号は、集合支払特別会計の歳入歳出決算認定でありまして、歳入は、予算現額 5 億 9, 5 9 9 万円に対しまして、収入済額は 5 億 3, 7 3 2 万円であります。

歳出は、予算現額 5 億 9, 5 9 9 万円に対しまして、支出済額は 5 億 3, 7 3 2 万円であり、歳入歳出差引残額はゼロとなっております。

以上であります。十分なるご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務財政常任委員会に付託いたします。

日程第 8 . 議案第 8 4 号から同第 8 7 号まで、議案第 8 9 号及び同第 9 0 号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 8、議案第 8 4 号から同第 8 7 号まで、議案第 8 9 号及び同第 9 0 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第 8 4 号は、宅地造成事業特別会計の歳入歳出決算認定でありまして、歳入は、予算現額 2 億 2, 7 1 4 万円に対しまして、収入済額は 2 億 2, 6 5 3 万円であります。

歳出は、予算現額 2 億 2, 7 1 4 万円に対しまして、支出済額は 2 億 2, 6 5 3 万円であり、歳入歳出差引残額はゼロとなっております。

議案第 8 5 号は、公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算認定でありまして、歳入は、予算現額 3 4 億 8, 5 1 9 万円に対しまして、収入済額は 3 3 億 6, 4 2 3 万円であります。

歳出は、予算現額 3 4 億 8, 5 1 9 万円に対しまして、支出済額は 3 3 億 5, 9 7 4 万円であり、歳入歳出差引残額は 4 4 9 万円となっております。繰越明許費にかかる財源が 4 1 0 万円でありますので、実質収支は 3 9 万円の黒字となるものであります。

議案第 86 号は、集落排水・浄化槽事業特別会計の歳入歳出決算認定でありまして、歳入は、予算現額 3 億 2,193 万円に対しまして、収入済額は 2 億 9,277 万円であります。

歳出は、予算現額 3 億 2,193 万円に対しまして、支出済額は 2 億 9,232 万円であり、歳入歳出差引額は 45 万円となっております。

議案第 87 号は、簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算認定でありまして、歳入は、予算現額 6 億 9,870 万円に対しまして、収入済額は 6 億 8,703 万円であります。

歳出は、予算現額 6 億 9,870 万円に対しまして、支出済額は 6 億 7,847 万円であり、歳入歳出差引額は 856 万円となっております。

次に、議案第 89 号及び第 90 号の水道事業会計とガス事業会計の決算認定について、ご説明申し上げます。

まず、水道事業会計では、収益的収支では、収益総額 6 億 4,059 万円に対しまして、費用総額は 4 億 6,396 万円で、当年度純利益は 1 億 5,385 万円であります。

ガス事業会計では、収益的収支では、収益総額 1 億 5,974 万円に対しまして、費用総額は 10 億 3,866 万円で、当年度純利益は 7,437 万円であります。

以上であります。十分なるご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。  
議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第 9 . 議案第 79 号から同第 82 号まで

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 9、議案第 79 号から同第 82 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第 79 号は、国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算認定でありまして、歳入は、予算現額 4 億 840 万円に対しまして、収入済額は 5 億 1,266 万円であります。

歳出は、予算現額 4 億 840 万円に対しまして、支出済額は 4 億 5,355 万円であり、歳入歳出差引残額は 5 億 5,911 万円となっております。繰越明許費にかかる財源が 650 万円

でありますので、実質収支は５億５，２６１万円の黒字となるものであります。

議案第８０号は、国民健康保険診療所特別会計の歳入歳出決算認定でありまして、歳入は、予算現額１億２，７００万円に対しまして、収入済額は１億２，９２３万円であります。

歳出は、予算現額１億２，７００万円に対しまして、支出済額は１億２，４１３万円であり、歳入歳出差引残額は５１０万円となっております。

議案第８１号は、老人保健医療特別会計の歳入歳出決算認定でありまして、歳入は、予算現額６３億２，７５２万円に対しまして、収入済額は５８億２，４８２万円であります。

歳出は、予算現額６３億２，７５２万円に対しまして、支出済額は５８億２，４８２万円であり、歳入歳出差引残額はゼロとなっております。

議案第８２号は、介護保険事業特別会計の歳入歳出決算認定でありまして、歳入は、予算現額４２億８，３９１万円に対しまして、収入済額は４２億５，８６４万円であります。

歳出は、予算現額４２億８，３９１万円に対しまして、支出済額は４２億３，０７３万円であり、歳入歳出差引残額は２，７９１万円となっておりますが、繰越明許費にかかる財源が４６７万円ありますので、実質収支は２，３２４万円の黒字となるものであります。

以上でありますので、十分なるご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。  
議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第１０．議案第９１号から同第９５号まで

議長（五十嵐健一郎君）

日程第１０、議案第９１号から同第９５号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第９１号は、市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定についてでありまして、公職選挙法の一部改正に伴い、地方公共団体の長の選挙におけるビラの頒布が可能になるため、市長の選挙におけるビラの制作の公費負担について必要な事項を定めたいものであります。

議案第９２号は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係

条例の整理に関する条例の制定についてでありまして、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行いたいものであります。

議案第 9 3 号は、政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例の一部改正でありまして、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、及び証券取引法等の一部改正を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 9 4 号は、有線テレビジョン放送施設条例の一部改正でありまして、施設共架料の減免規定を追加するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 9 5 号は、土地開発公社定款の一部改正でありまして、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い定款の改正をすることについても、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務財政常任委員会に付託いたします。

+

日程第 1 1 . 議案第 9 7 号、議案第 1 0 2 号及び同第 1 0 3 号

+

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 1 1、議案第 9 7 号、議案第 1 0 2 号及び同第 1 0 3 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第 9 7 号は、公有水面埋立ての免許の出願に関し意見を述べることについてでありまして、糸魚川市大字寺島字古屋敷 1 2 5 0 番及び 1 2 5 1 番に接する国有海浜地の地先の国土交通省所管公有水面 9, 6 3 3 . 5 9 平方メートルを、埠頭用地として新潟県が埋め立てることについて、新潟県知事から意見を求められておりますので、このことに異存なしとして意見を述べることについて、議会の議決をお願いしたいものであります。

なお、埋立工事施工期間は、着手の日から 7 年であります。

次に、議案第 1 0 2 号は、平成 1 9 年度の公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 8 4 万円を追加し、総額を 3 1 億 9, 6 3 6 万円といたしております。

歳出の主なものは、総務諸費の追加であります。歳入では、繰入金及び繰越金を追加いたしております。

議案第103号は、平成19年度の集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)でありまして、歳入歳出それぞれ50万円を追加し、総額を3億5,255万円といたしております。

歳出の主なものは、総務諸費の追加であります。歳入では、県支出金、繰入金及び繰越金を追加いたしております。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(五十嵐健一郎君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(五十嵐健一郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第12．議案第100号及び同第101号

議長(五十嵐健一郎君)

日程第12、議案第100号及び同第101号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(五十嵐健一郎君)

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長(米田 徹君)

ご説明を申し上げます。

議案第100号は、平成19年度の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)でありまして、歳入歳出それぞれ3,911万円を追加し、総額を53億276万円といたしております。

歳出の主なものは、国庫支出金等返還金の追加であります。歳入では、繰越金を追加いたしております。

議案第101号は、平成19年度の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)でありまして、歳入歳出それぞれ599万円を追加し、総額を42億6,474万円といたしております。

歳出の主なものは、償還金の追加であります。歳入の主なものは、繰越金の追加であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(五十嵐健一郎君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第 13 . 議案第 99 号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 13、議案第 99 号、平成 19 年度系魚川市一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第 99 号は、平成 19 年度の一般会計補正予算（第 3 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 4,085 万円を追加し、総額を 283 億 4,984 万円といたしております。

歳出の主なものは、2 款、総務費では、地域プロジェクトモデル事業の追加、及び県議会議員選挙費の減額、4 款、衛生費では、先ほどの行政報告で申し上げました、健康づくりセンター整備事業の減額及び医療対策事業の追加、5 款、労働費では、ふるさと就職促進事業の追加、6 款、農林水産業費では、県単農業農村整備事業の追加、7 款、商工費では、企業立地促進助成事業及び産業団地基盤整備事業の追加、8 款、土木費では、系魚川駅南線等整備事業の追加。また、10 款、教育費では、新潟国体会場整備事業の追加といたしております。

次に、歳入につきましては、それぞれ所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、前年度繰越金を充当いたしました。

なお、債務負担行為の補正、地方債の補正は、それぞれ第 2 表、第 3 表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によりご了承願います。

日程第 14 . 陳情第 4 号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第14、陳情第4号を議題といたします。

本定例会において本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております陳情については、文教民生常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時50分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

+

議 員

議 員

+

+

+

+